

<p>(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)</p> <p>第百条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に行わせるものとする。ただし、第三十二号から第三十四号まで及び第三十六号から第三十八号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～三十二 (省略)</p> <p>三十三 第九十六条第一項(附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の規定による命令及び質問</p> <p>三十四 第九十七条第一項の規定による命令及び診断</p> <p>三十五 (省略)</p> <p>三十六 第百条第一項(附則第二十九条第九項において準用する場合を含む。)の規定による命令並びに質問及び検査 (以下省略)</p> <p>第百二条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一～三 (省略)</p> <p>2 適用事業所等の事業主が、正当な理由がなくて、第百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員(第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。)の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百三条 適用事業所等の事業主以外の者が、第百条第一項の規定に違反して、当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百四条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第百二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。</p> <p>2 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">厚生年金保険調査及び検査証</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <span style="margin-bottom: 10px;">写</span> <span>真</span> </div> <p style="text-align: center;">官職又は職名 氏 名 ( 年 月 日生)</p>
--	--

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 20px auto; text-align: center; display: flex; flex-direction: column; justify-content: center; align-items: center;"> <p style="margin-bottom: 5px;">厚生労働大臣、 地方厚生局長、 地方厚生支局長 又は日本年金機 構 印</p> </div>	<p style="text-align: center;">厚生年金保険法(抄)</p> <p>(受給権者に関する調査)</p> <p>第九十六条 実施機関は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>(診断)</p> <p>第九十七条 実施機関は、必要があると認めるときは、障害等級に該当する程度の障害の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は第四十四条第一項の規定によりその者について加算が行われている子に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができる。</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項の規定による当該職員の診断について準用する。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第百条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、適用事業所若しくは適用事業所であると認められる事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主(第四項、第百二条第二項及び第百三条において「適用事業所等の事業主」という。)に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第九十六条第二項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>4 第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者及びこれらの者に係る適用事業所等の事業主については、前三項の規定は、適用しない。</p>
---	---

備考 この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りとすること。